

企画環境委員会会議記録（第3号）

令和8年 3月10日

福島県議会

1 日時

令和8年 3月10日（火曜）

午前 10時58分 開議

午後 2時 6分 散会

2 場所

企画環境委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長 江 花 圭 司

副委員長 石 井 信 夫

委員 古 市 三 久

委員 鈴 木 智

委員 荒 秀 一

委員 高 宮 光 敏

委員 大 橋 沙 織

委員 真 山 祐 一

委員 鳥 居 作 弥

委員 猪 俣 明 伸

5 議事の経過概要

（午前 10時58分 開議）

江花圭司委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより企画環境委員会を開く。

この際、環境共生課長より発言を求められているのでこれを許す。

環境共生課長

（別紙「福島県気候変動対策推進計画（案）について」により説明）

江花圭司委員長

これより生活環境部に係る一般的事項に対する質問に入る。

ただいまの説明の内容も含めて、質問のある方は発言願う。

大橋沙織委員

省エネ家電の買換え補助について、前は期間内に予算上限に達したため、やむを得ず事業者がポイント還元分を負担した事例があると聞いた。これを踏まえ、期間中の予算状況等について事業者にもまめに情報提供する必要があると思うが、どうか。

環境共生課長

省エネ家電購入応援キャンペーンについては、現在、前回の事業検証を行いながら、動き出そうとしている段階である。委員指摘のとおり、情報のタイムラグに関する改善要望があったため、ホームページに申請状況をできる限りリアルタイムで掲載することを考えている。事業者にはホームページの情報を確認しながら販売等を進めてほしい。

大橋沙織委員

ホームページによる情報提供が一番早いと思うが、事業者にとってなるべく負担にならないように検討願う。

関連して、農業協同組合がこのキャンペーンで事業所の電球をLEDに買い換えようとして申請したところ受け付けられなかったとの話を聞いたが、事業の対象者を聞く。

環境共生課長

省エネ家電購入応援キャンペーンは県民を対象としており、事業者は対象外である。23日開始をめどに準備を進めているが、委員指摘のような事案は把握していない。

大橋沙織委員

事業者が対象外であることは理解した。事業者がほかに活用できるメニューがある場合はコールセンターで案内するよう要望する。

次に、地球温暖化対策のため、発電事業者に二酸化炭素の排出を削減してもらうことが必要と思うが、冒頭説明のあった福島県気候変動対策推進計画で発電事業者を求める内容を説明願う。

環境共生課長

当該計画においては、カーボンニュートラルに向けてオール福島で取り組むこととしており、全ての事業者や県民にできることから様々な取組をしてほしい旨を記

載するなど、発電事業者とも連携しながら取り組んでいきたい。

大橋沙織委員

やはり発電事業者にも県から意見を述べることは必要である。これまでも求めてきたが、石炭火力発電所の廃止等も含め、県としてそういった観点を持って地球温暖化や気候変動対策を進めていくべきと思うが、どうか。

環境共生課長

電力を中心としたエネルギー政策は国において議論されており、エネルギー基本計画が昨年2月に閣議決定された。その中で、火力発電所についても安定性や安全性を考慮しながら維持していくこととされているため、委員指摘の内容は国において議論されるものとする。

大橋沙織委員

エネルギー基本計画では原子力発電所の最大限活用もうたっており、その部分は問題である。県としてのエネルギー供給の在り方については、原発事故からの大転換があったと思うが、石炭火力発電だけに頼ってよいのか、よく考えるよう願う。これは要望とする。

次に、外国人との共生について、県が実施した多文化共生に関するアンケート調査の結果、外国人との交流に関する質問項目の回答では、「外国人との交流機会がない」との回答が66.5%で一番多かったことを踏まえ、地域と外国人住民との交流機会の創出にどのように取り組むのか。

国際課長

多文化共生については、外国人と地域住民が共に安心して暮らせる環境づくりが重要であり様々な取組を進めている。交流機会の創出については、外国人と日本人が互いに顔の見える関係をつくれるよう交流イベントやセミナー等を実施している。また、日本語教室において、外国人同士や地域とのつながりの形成に資する取組も行っている。

大橋沙織委員

アンケート調査には「どのような機会に交流したいか」という項目もあったが、外国人住民も日本人住民も「祭りの場で交流を深めたい」との回答が一番多かった。祭りとなると町内会や地域住民、市町村との連携も大事になってくると思うが、どうか。

国際課長

市町村や関係団体との連携は非常に重要であり、引き続き関係者と情報共有しながら交流機会の創出につながる取組を進めていきたい。

大橋沙織委員

このアンケート調査の回収率は外国人が24.6%、日本人が16.8%であり、低い回収率と思うが、回収率アップに向けての考えを聞く。

国際課長

今回のアンケート調査の回収率からすると、統計的には有意なデータが得られていると認識している。本アンケート調査は3年に1度実施しているが、市町村と連携しながら回収率を高め、多文化共生についての認識を深めていきたい。

大橋沙織委員

最後に、除染廃棄物の関係についてだが、8,000Bq/kg以下の牧草が宮城県加美町から福島県内に搬入されているとの新聞報道があった。この件について、県はどのように情報を把握しているか。

一般廃棄物課長

放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下のものについては、廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に基づき、通常の一般廃棄物として、発生場所となる市町村の責任において処分を行うこととされている。区域内処理の原則の例外として、搬出先の市町村との協議が整っていれば、区域外での処理も可能とされている。

大橋沙織委員

宮城県加美町は国の事業を活用して搬出したと聞いている。当該事業の実施要綱第11条には、事業を円滑に推進するため市町村等は環境省及び都道府県と緊密に連携する旨の記載があるが、県にも受入元として接触はあったのか。なお、受入自治体は磐梯町である。

一般廃棄物課長

受入自治体が県に通知することになっていないので、受入自治体が磐梯町ということも含め、県としては把握していない。

大橋沙織委員

市町村の責任で行うこととされているが、要綱には搬入ルート等も含めて周辺住民の理解を得る旨の記載があり、県の把握しないところでこのような事業が行われ

ることは要綱の趣旨に反するのではないか。

一般廃棄物課長

県では国の補助事業が活用されたかどうかを把握していない。また、先ほど述べたとおり、8,000 Bq/kg以下のものについては一般廃棄物の扱いとなり、廃掃法に基づく処理がなされていると認識している。

大橋沙織委員

磐梯町の住民も、「このような事業が行われていることは知らなかった」と話している。原発事故後の対応は透明性の確保が求められるところ、これまで東京電力の様々なトラブルにより県民の信頼が揺らいでいることもあり、実施要綱に沿って運用されているか確認すべきと思うが、どうか。

一般廃棄物課長

事業の実施主体は加美町と思われるが、先ほど述べたとおり、県では委員指摘の事案を把握していないため対応は難しい。

大橋沙織委員

加美町にそこまで付度する必要はないのではないか。実際に県内の自治体が入受先となっているのだから、県民目線に立った対応が必要と思う。これは要望とする。

古市三久委員

今の件は原発事故に起因する問題であり、廃掃法上は問題ないという答弁は間違っている。実態を調査し、国に対して意見を述べるなど対応しなければ、除染土を県内で処分するという話につながりかねないと思うが、どうか。

中間貯蔵・除染対策課長

除去土壌の県外最終処分については、中間貯蔵施設を受け入れる際の国との約束であり、県外処分することが法律上、国の責務として定められている。一方、再生利用については、県外で実施することは明記されていないが、国と大熊町、双葉町、県の4者で結んだ協定において、再生利用できない場合は全て県外処分することとされている。県外最終処分については、法律で定められた国の責務であり、県としてはその責務をしっかりと果たすよう、引き続き国に求めていく。

古市三久委員

説明は理解するが実態としてそうはならないと思う。双葉町長が県内利用に言及していることから、状況が変わってきていることを認識すべきである。加美町の

件は先ほど述べたとおり、法律に基づいて処理しているから問題ないということにはならない。しっかりと実態を調査して国に意見を述べ、二度と県内に持ち込ませないようにすることが必要と考えるが、どうか。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

除去土壌の再生利用については、制度設計当初から、減容化した上で県外最終処分を実現していく前提の下で定められたものである。県としては、苦渋の思いで中間貯蔵施設を受け入れたものであり、今後どれだけ時間がかかろうとも県外最終処分を求めていることは変わらない。

また、国のルールで8,000 Bq/kg以下のものは一般廃棄物と同様に処分することが定められている。これについては県内外の一般焼却施設でも実績があり、セシウム等は一切外に漏れていない。そのような中で、今回、加美町が所定の手続を経て県内で処分したということだが、県としてはその動きを知り得ない。

古市三久委員

法的に問題がないというのは当然だが、福島県民の気持ちを逆なでするようなことをしてよいのか。発生場所での区域内処分を求めて国に意見すべきと思うが、どうか。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

県民感情については意見として受け止める一方、本件に関する報道の中で、東北の自治体は協力し合う必要があること、安全性を確認して受け入れていること、こうした気持ちが地元自治体にはある、ということが紹介されていた。未曾有の原発事故後、様々な対応が必要であり、様々な意見があることも承知している。このような地元自治体の気持ちや委員の指摘を心に留めて、今後国と対峙していきたい。

古市三久委員

そのような報道があったのならば、しっかりと調査して国に意見を述べていくべきと思うので、よろしくお願い。

真山祐一委員

除染対策について、各自治体は避難指示解除後に線量の高いスポットが見つかった場合のフォローアップ除染を求めているが、どのように対応しているのか。環境省の所管と思うが、県として把握している状況を説明願う。

中間貯蔵・除染対策課長

帰還困難区域の除染について、局所的に線量が高い場所は除染検証委員会での意見等を踏まえフォローアップ除染を行っている。

真山祐一委員

地域の要望に対してどの程度フォローアップ除染を実施しているのか。

中間貯蔵・除染対策課長

帰還困難区域の除染対策は原則として国が行うものであり、どの程度実施できているのか、県では具体的な数値等を把握していない。

真山祐一委員

県としては、地域から要望があった場合のフォローアップ除染には対応できているという認識なのか。

中間貯蔵・除染対策課長

局所的に線量が高い場所については、国においてしっかりとフォローアップ除染を実施しているものと認識している。

真山祐一委員

フォローアップ除染に関する要望が地域から寄せられており、県としても状況をしっかりと把握し、国に対応を求めていくべきと思うが、どうか。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

県の対応としては、例えば中間貯蔵施設の管理運営やフクシマエコテッククリーンセンター等の管理がしっかりとされているかという点を注視してきた。また、フォローアップ除染について、県の駐在員等を通じて意見が寄せられた場合には環境省に問い合わせるなどの対応をしてきたが、今後、総体的な取組を把握していきたい。

真山祐一委員

昨年８月に福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップが取りまとめられたが、この中身が具体性に欠けることは知事も表明し、具体化を求めているところである。このロードマップに中間貯蔵施設の跡地利用に関する一文があるが、誰が跡地利用を考えるのか不明確である。ロードマップにこの一文が入ったことについて、県の認識を聞く。

中間貯蔵・除染対策課長

先ほど述べた国、大熊町、双葉町、県の４者で結んだ協定において、大熊町、双

葉町の意向を踏まえて、中間貯蔵施設の跡地が地域の振興及び発展のために利用されるよう協議することが定められている。

真山祐一委員

跡地利用の一文については両町の住民も関心を持っていると思うが、これを誰が明確化していくのか、今は誰も考えていないのではないか。大熊町、双葉町の意向に沿って動くのは大前提だが、県としてもしっかりと対応するよう願う。

鳥居作弥委員

国立公園及び自然公園のトイレ整備について、県が管理する8つのトイレの情報をホームページで見たところ、一部を除き多目的トイレとして整備されているが、保健福祉部が情報提供しているバリアフリートイレの一覧には掲載されていない。せっかく県が一括して情報提供しているので、国立公園や自然公園内の多目的トイレも内部の寸法や写真を掲載すべきではないか。

自然保護課長

委員指摘のとおり国立公園や国定公園内では一部多目的トイレを整備している。保健福祉部のバリアフリートイレの情報については掲載可能か検討する。

鳥居作弥委員

今年はふくしまDC（デスティネーションキャンペーン）で多くの観光客の来県が見込まれるため、速やかに掲載するよう願う。

荒秀一委員

生物多様性の保全について、今年度、自然保護課内にふくしま生物多様性推進センターを設置し、30 by 30の実現に向けて取り組むとのことだが、取組の基本的な考え方を説明願う。

自然保護課長

生物多様性の保全については、海や山、川、草原といった生態系、生物、遺伝子の多様性を守っていくとの考え方で取組を進めている。生物多様性条約の締結国会議やG7サミットなどの国際会議において、2030年までに生物多様性が失われる流れを食い止め2050年までに反転させる、ネイチャーポジティブという考え方を掲げており、その実現に向けた目標の1つとして30 by 30を位置づけている。30 by 30とは、海と陸の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標であり、日本においても国家戦略として閣議決定し取組を進めている。

荒秀一委員

本県の取組の詳細を説明願う。

自然保護課長

県としては国家戦略に基づき、令和4年度に第三次計画となるふくしま生物多様性推進計画を策定し、全県で生物多様性の保全に取り組むこととしている。計画に基づき今年度、生物多様性の保全を進めていく窓口としてふくしま生物多様性推進センターを自然保護課内に設置する。なお、昨年4月に施行された地域生物多様性増進法（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律）において、各地方自治体が生物多様性の保全を推進するセンターを設置する努力義務が定められており、全国では15都道府県に設置されている。本県は東北地方の県では青森県に次いで2番目のセンター設置となり、ほかには仙台市が設置している。生物多様性の保全地区を増やすため、ふくしま生物多様性推進センターを中心に企業等と連携するとともに、生物多様性の考え方を県民に周知していきたい。

江花圭司委員長

一般的事項に対する質問の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

（午前 11時54分 休憩）

（午後 0時59分 開議）

江花圭司委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は発言願う。

荒秀一委員

先ほどの続きだが、30 by 30の実現に向けた取組について、具体的に説明願う。

自然保護課長

30 by 30では生物多様性の保全に資する地域として、国立公園、自然公園、緑の回廊といった森林の保全地域や鳥獣保護区等の割合を30%にすることを目標として

おり、県の計画においても同じく2030年までに県土の30%を目指すこととしている。なお、現状は28.8%で残りは1.2%であり、広さにして猪苗代湖1.6個分ほどの面積を保全地域として追加することを目指す。国立公園を拡張するのは難しいが、国が示す基準に基づき企業所有の山や工場敷地等を自然共生サイトとして認定する制度があるため、そうした面積を増やしていくことで保全地区の割合を増やしていく。

荒秀一委員

自然共生社会の形成において、例えばツキノワグマ等の様々な生物も保全対象になっていると思う。有害鳥獣への対策も必要と思うが、どのような体制で取り組むのか。

自然保護課長

委員指摘のとおり、生物多様性の考え方にはツキノワグマ等の野生動物の保全や管理等も含まれる。また、外来生物の防除や森林の確保など、生活環境部所管分野だけでなく幅広い分野での取組が必要であり、県が委嘱している野生動植物保護アドバイザー等の助言を受けながら取組を進めていく。また、企業や県民からふくしま生物多様性推進センターに問合せを受けた場合には、必要に応じて外部アドバイザーを派遣するなどして生物多様性保全の取組を進めていきたい。

荒秀一委員

保全地域を確保しつつ野生動物等をしっかりと管理しなければならないと考えるが、ツキノワグマ以外の野生動物も管理していくのか。

自然保護課長

野生動物の管理については、獣種ごとに管理計画を策定している。具体的には、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウについて管理計画を策定し管理を進めている。

荒秀一委員

次に、外国人住民と地域の交流について、国や県が進めようとしている多文化共生の考え方を企業にも伝えるべきと思うが、企業に対する周知や啓発について、県はどのように取り組んでいるのか。

国際課長

企業によって様々な背景があるため強制はできないが、地域住民と外国人住民が交流を深めるためには、外国人住民が勤務する企業の理解が重要である。今年度は

職員が市町村や企業を訪問し日本語教室の立ち上げを支援するとともに、生活オリエンテーションや外国人相談窓口の情報など県の取組について周知している。多文化共生の重要性について、少しずつ企業の理解を得られていると思うので、企業、市町村の実情を聞き取りながら、引き続き交流が進められるよう取り組んでいく。

荒秀一委員

ここ数年、国において外国人政策について議論されているが、外国人住民には基本的なルールを守りながら地域社会に積極的に参画してほしいと考えている。そのためにも企業が多文化共生の重要性を理解し、外国人労働者の背中を押すことが重要と思うが、どうか。

国際課長

今年1月23日に政府が外国人政策の総合的対応策をまとめたが、国と県の役割分担や具体的な取組はまだ示されてない。今後、国から示される詳細や県のこれまでの取組を踏まえ、企業や市町村の理解が進むよう取り組んでいきたい。

猪俣明伸委員

熊対策について、会津地方では空き家に熊が入り込んでいるとの目撃情報が多くあり、空き家対策が必要と思うが、どうか。

自然保護課長

この時期、少し早く冬眠から目覚めた熊が物置や空き家等に入り込むことがあるため、新聞広告等で注意喚起している。所有者が明確でない空き家については、熊対策の観点から県が何かを行うのは難しい。土木部において空き家対策の取組を進めているが、管理されていない空き家については市町村と連携して対応することになると考える。

猪俣明伸委員

空き家対策が難しいのは理解するが、危険な状況を放置するわけにはいかないので、前向きに検討願う。

次に、リサイクルの取組について、大人用の紙おむつは燃焼に時間と労力がかかるためリサイクルを進めている自治体もあり、県内でも相馬市と南相馬市が実証試験を行っているが、県としても紙おむつのリサイクルに前向きに取り組むべきではないか。

一般廃棄物課長

紙おむつのリサイクルについては、相馬市と南相馬市のほか、事業者ではユニ・チャーム（株）などが実証試験を行っている段階であり、それらの動向を見ながら市町村との情報共有を密にしていきたい。

古市三久委員

先ほど答弁のあった熊対策について、市町村も対策に苦慮しているため県が支援すべきと思うが、どうか。

自然保護課長

空き家対策については、土木部において市町村と共に取組が進められていると認識している。熊対策については、地域からの要望を受けて専門家を派遣し、熊の移動経路の調査などを行っており、その中で空き家に関係しているようであれば市町村に情報提供している。

古市三久委員

課題解決に向け、対策のための組織を市町村と一体となつてつくる必要があるのではないか。

自然保護課長

県としては専門家や市町村の意見を反映しながら熊の管理計画を策定しており、市町村とも協力して対応していく。

古市三久委員

課題解決につながる仕組みを考え市町村を支援する必要があると思うので、検討願う。

次に、消費生活センターでの年間の相談件数を聞く。

消費生活課長

県消費生活センターに寄せられている消費生活相談件数は、令和6年度が3,420件、7年度は1月末時点で3,222件である。

古市三久委員

消費生活センターへの相談内容の傾向等を聞く。

消費生活課長

相談状況については、年代別に見ると60代以上が約45%であり、高齢者からの相談が多い。相談内容としては、身に覚えのない請求に関する相談等を含む商品一般に分類されるものが最も多く、販売形態ではインターネット等を利用した通信販売

のトラブルに関する相談が多い。

古市三久委員

相談数のうちどのくらいの割合を解決できているのか。

消費生活課長

解決の割合を数値で示すことはできないが、消費者と事業者の間に入り斡旋を行うなど、相談内容に応じて問題を解決するための対応を行っている。

古市三久委員

県民の相談を受けるのだからしっかりと対応すべきと思うが、何か課題はあるのか。

消費生活課長

高齢化の進行やデジタル化の進展などにより消費者を取り巻く環境は変化しており、これまで以上に県と市町村の相談体制を強化するとともに、高齢者など配慮が必要な消費者を地域ぐるみで見守る体制を構築し、被害を未然に防止することが重要と考える。また、デジタル化の進展により幅広い世代がリスクにさらされているため、幅広い世代に届くよう様々な媒体を使った注意喚起や出前講座等に力を入れて取り組む。

古市三久委員

高齢者等を地域ぐるみで見守る体制について、具体的に説明願う。

消費生活課長

県では令和2年度に消費者安全確保地域協議会を立ち上げ、県の福祉関係部署、警察本部、消費者団体、福祉関係事業者等と連携して高齢者等の見守りを行っている。また、市町村レベルでも同様の組織をつくるように働きかけており、現時点では県内8市町で協議会が設置されている。未設置の市町村に対しても引き続き働きかけを行い、地域での見守り体制を広げていきたい。

古市三久委員

警察との協力関係はないのか。

消費生活課長

消費者安全確保地域協議会には警察本部も参画し連携している。今後、これまで以上に警察との連携を強めていきたい。

古市三久委員

効果ある取組を実施するようお願い。

次に、女性活躍推進に係る事業について、来年度の予算規模を聞く。

共生社会・女性活躍推進課長

重点事業として実施するのが、ともに輝くふくしまライフスタイル推進事業であり、予算規模は約3,600万円である。そのほか主なものとして、ふくしまで輝く女性活躍促進事業を実施する。当該事業の予算規模は約600万円で、シンポジウムの開催やロールモデルの発信等を行う。

古市三久委員

女性活躍推進に関するイベント等への参加者は若い世代が多いのか。

共生社会・女性活躍推進課長

ともに輝くふくしまライフスタイル推進事業については、家事の共有をテーマに子育て世代を対象としたイベント等を開催している。ふくしまで輝く女性活躍促進事業については、県内でのキャリアのイメージを持ってもらうために女性のロールモデルを紹介するものであり、主に若者に向けたコンテンツである。

古市三久委員

女性活躍推進に関するイベント等の参加人数を聞く。

共生社会・女性活躍推進課長

今年度、郡山市で開催したともに輝くふくしまライフスタイル推進事業のキックオフイベントには約900名が参加した。また、ふくしまで輝く女性活躍促進事業は平成29年から実施しており、これまで約100名の女性、約70社の企業を紹介している。

古市三久委員

本県に若い女性が定着するようしっかりと対応願う。

次に、福島県気候変動対策推進計画について、関係する事業の財源を聞く。

環境共生課長

カーボンニュートラルに取り組む事業の財源については、国からの交付金や県の環境保全基金、県の一般財源を充てている。

古市三久委員

福島県気候変動対策推進計画は5年間の計画だが、予算は単年度ごとに計上するのか。

環境共生課長

債務負担行為設定等はなく、単年度ごとに必要な予算を計上する。

古市三久委員

人口が減少すると二酸化炭素排出量も減少すると思うが、人口が1人減少するとどの程度減少するのか。

環境共生課長

二酸化炭素の排出源は様々であるため一概には言えないが、本県の二酸化炭素排出量は年間1,500万tであり、単純に人口で割ると1人当たり約9～10tになる。これは経済活動なども含めた全ての排出量であり、人間1人の1年間の生活により約2tの温室効果ガスが排出されたとする文献もある。

古市三久委員

二酸化炭素排出量の削減に向けてしっかり取り組むよう願う。

次に、公共交通について、路線バスの乗客数が減少している要因をどう分析しているか。

生活交通課長

路線バスの乗客数減少の要因の1つとして、県内の乗用車の保有台数が増加していることが考えられる。

古市三久委員

路線バスの維持には運転手不足も課題だと思うが、運転手がある程度確保できれば路線バスの本数は増える見込みなのか。また、運転手不足の要因についてどう考えているか。

生活交通課長

運転手不足が解消されれば路線の維持が可能と考えている。人材不足の要因としては、高齢化により若者を採用できていないこと、男性中心の職場になっており女性従業員が非常に少ないことなどが考えられる。また、運転手の処遇については、改善しつつあるがまだ厳しい状況にあると考えている。

古市三久委員

バスの運転手不足は会津交通（株）、福島交通（株）、新常磐交通（株）の各社に共通する問題なのか。

生活交通課長

運転手の充足率は福島交通（株）が約90%、会津交通（株）と新常磐交通（株）が83～84%と状況は異なるが、要因分析はできていない。

古市三久委員

運転手確保に対する県の支援策を聞く。

生活交通課長

運転手確保対策として、第二種運転免許の取得に対する支援を行っている。さらに新規事業として、県外採用に係る就職説明会への支援や運転手体験バスツアー等の開催、人材育成の研修等に対する支援、女性向けに施設を修繕する場合の支援などを行う。

古市三久委員

運転手不足は本県に限らず全国的な問題との理解でよいか。

生活交通課長

全国的な問題であると認識している。

古市三久委員

全国的な問題ということは人材の取り合いになると考えられるが、どうか。

生活交通課長

委員指摘のとおり人材の取り合いになる可能性はあるが、他県においては公共交通のイメージアップを図ることで若者の就職が増えた事例もあるため、そのような取組も参考にしながら総合的に取り組んでいきたい。

古市三久委員

路線バスの減少が県民に与える影響についてどのように認識しているか。

生活交通課長

地域によって状況は異なるが、例えばいわき地方では大幅な減便があり特に深刻な状況と認識しており、しっかりと支援していきたい。

古市三久委員

路線の減少や減便は、特に高齢者と通学者に大きな影響を与えると思うが、交通弱者への影響についてどのように認識しているか。

生活交通課長

事業者においては交通弱者に配慮していると思うが、少なからず影響は出ていると考える。

古市三久委員

市町村も様々な対策を講じている一方、住民からはいろいろな苦情の声がある。
県では何が問題と認識しているか。

生活交通課長

交通空白が問題と考えており、県としてはコミュニティーバスやデマンドバスの
運行など市町村が行う交通空白対策を支援している。

古市三久委員

第二種運転免許取得支援の効果を聞く。

生活交通課長

令和7年度はバス運転手8名への支援となる見込みである。参考までに、タクシ
ー運転手は11名の見込みである。

古市三久委員

今説明のあったバス運転手8名について、方部別の割合を聞く。

生活交通課長

8名の内訳は福島市が4名、いわき市が4名である。

古市三久委員

バス運転手の充足率は福島交通（株）が約90%、会津交通（株）と新常磐交通
（株）が83～84%とのことだが、人数に換算すると何人くらい不足しているのか。

生活交通課長

バス運転手の不足人数については、令和7年10月1日時点で福島交通（株）が42
名、会津交通（株）が33名、新常磐交通（株）が26名である。

古市三久委員

福島交通（株）が42名、会津交通（株）が33名、新常磐交通（株）が26名、それ
ぞれ不足しているとの理解でよいのか。

生活交通課長

そのとおりである。

古市三久委員

この不足人数は路線バスだけか、高速バスも含むのか。

生活交通課長

路線バス運転手の不足人数である。路線バスの運転手が足りていないため、高速

バスの運転手が応援するような状況になっている。

古市三久委員

交通事業者における外国人労働者の受入れについてはどう考えているか。

生活交通課長

事業者と意見交換しているが、将来的には外国人運転手の採用も検討しているようである。

古市三久委員

バス運転手の平均年齢を聞く。

生活交通課長

県内の主要3事業者では60歳以上が45%を占めている。

古市三久委員

県民の交通手段を確保するためにも外国人労働者の雇用を検討すべきと思うが、生活環境部長の考えを聞く。

生活環境部長

交通事業者に限らず、人材が不足する中で外国人の雇用は必要と考えるが、運転手については免許の問題など検討すべきことがあるため、事業者の考えも踏まえて今後検討したい。

古市三久委員

次に、来年度予算のうち公共交通に係るハード関係事業の予算額を聞く。

生活環境部政策監

公共交通関係で約30億円の予算を計上しているが、そのうちバスとタクシー関係が約8億円、残りは主に鉄道分であり、鉄道関係はハード面の予算が多い。

古市三久委員

市町村の支援に係る予算は足りているのか。

生活交通課長

実績額の一部に対する補助であるため市町村にも負担は生じており、十分ではないと考える市町村もあるかもしれないが、基本的なルールに基づき支援している。

古市三久委員

路線バス対策とは別の考え方で、通学者の移動手段を確保する必要があると思うが、どうか。

生活交通課長

県では広域の幹線系統バスの運行補助を行っているほか、市町村によるコミュニティバスの運行や、A I等の新技術を活用したオンデマンド交通の実証運行等に対する支援を行っている。また、令和7年度からはライドシェアの実証事業に対する補助制度も創設し、交通空白地における多様な移動手段確保の取組を支援している。

古市三久委員

今説明があった移動手段は通学者が使えるものなのか。

生活環境部政策監

例えば、大玉村では朝夕は通学用バス、日中はデマンドバスとしてハイブリッド型で運行している事例がある。このような好事例を市町村に共有し、課題解決に向けて取り組んでいる。

古市三久委員

通学者の移動手段を確保するためしっかりと対策願う。

鳥居作弥委員

県内の外国人住民について、技能実習生、就労ビザ取得者、留学生など属性割合を聞く。

国際課長

アンケート調査結果では技能実習生が36.9%と最も多く、次に特定技能が15.7%、その次が永住者である。アンケート調査とは別に把握している数字としては、令和6年12月末時点で技能実習生が5,603人と全体の37.2%を占めている。

江花圭司委員長

ほかにあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

江花圭司委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、生活環境部の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

3月12日は午前11時より委員会を開く。

審査日程は企画調整部に係る当初予算関係議案の審査についてである。

これをもって散会する。

(午後 2時 6分 散会)